

## ③⑧ 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

### 評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。  
(保育所)
- 保護者への情報提供が適切になされている。

### (1) 目的

- 本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

### (2) 趣旨・解説

- 子どもの生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

- 感染症の予防・対応についても、保育の質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、保育所内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

- 感染症については、季節、保育の提供場面に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

- 対応マニュアル等については、厚生労働省の『[保育所における感染症対策ガイドライン](#)』や保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(保育所)

- 感染症の対応は、予防及び発症時に感染を広げないための対策について保護者への周知が重要となります。感染症発症時の[保護者への周知については、子どものプライバシーに配慮](#)することが必要です。

### (3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

